

店頭デリバティブ取引残高(平成26年3月末時点)

平成28年1月27日更新

(1) 総計

(単位:兆円、件)

	金利 (クロスカレンシー取引を除く)	金利 (クロスカレンシー取引分)	信用	為替	株式	総計
銀行等計	1,227.1	119.8	4.2	64.5	6.3	1,422.0
	(256,474)	(29,088)	(3,750)	(570,948)	(2,750)	(863,010)
	大手行等					
	1,184.0	99.6	3.8	48.3	0.2	1,336.0
	(222,616)	(22,235)	(3,441)	(240,183)	(455)	(488,930)
	地域銀行					
	20.4	5.7	0.0	3.4	-	29.5
	(27,820)	(4,155)	(45)	(216,242)	-	(248,262)
外国銀行支店その他銀行						
22.7	14.5	0.4	12.8	6.1	56.4	
(6,038)	(2,698)	(264)	(114,523)	(2,295)	(125,818)	
第一種金融商品取引業者計						
584.9	38.9	21.1	19.9	5.8	670.5	
(90,836)	(8,668)	(24,590)	(55,099)	(5,473)	(184,666)	
日本証券クリアリング機構						
1,436.8	-	1.7	-	-	1,438.5	
(136,857)	-	(1,146)	-	-	(138,003)	
上記計						
3,248.8	158.7	27.0	84.4	12.1	3,531.0	
(484,167)	(37,756)	(29,486)	(626,047)	(8,223)	(1,185,679)	

- (注1) 表中の計数は、平成26年3月末時点において、金商業者等及び日本証券クリアリング機構から報告を受けている店頭デリバティブ取引の残高(上段の計数、想定元本ベース)及び契約件数(下段括弧内の計数)であり、取引当事者双方から報告を受けた場合は二重に計上している。
- (注2) 大手行等には、主要行等、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行、信金中央金庫及び農林中央金庫が含まれている。
- (注3) 金融商品取引法156条の62の規定に基づき、清算集中義務の対象となっている取引は、日本証券クリアリング機構が報告主体となっており、表中の銀行等及び第一種金融商品取引業者の報告残高には、清算集中義務の対象となっている取引は含まれない。
- (注4) 表中の計数は、上記を前提として暫定的に集計した結果を公表するものであり、今後集計方法の変更や報告情報の精査を行った場合には変動し得る。